

## 令和7年度の運営体制について

### 1. 運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの改選について

運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの任期（1年間）は、令和7年3月31日で満了するため、次年度に向けて、本日、運営要領第61条第8項に基づき改選を行います。

| 改選の流れ                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大阪ブロック運営会議の委員である河川レンジャーによる互選で代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーを選任</li> <li>○ 委員総数の3分の2以上の出席のもと、出席者の過半数で議決</li> </ul> |

**表1 大阪ブロック運営会議委員である河川レンジャー**

| 所属 | 氏名                 | 任命年 | キャリア(R7.4月時点)  |
|----|--------------------|-----|----------------|
| 毛馬 | いとう しげる<br>伊藤 茂    | H29 | 7年目（特例再任2期1年目） |
|    | きしだ としのり<br>岸田 俊徳  | R2  | 4年目（2期2年目）     |
| 枚方 | みちば あきこ<br>道場 明子   | R1  | 5年目（特例再任1期1年目） |
| 高槻 | すぎもと しんいち<br>杉本 真一 | R1  | 5年目（特例再任1期1年目） |

選任された運営会議代表・副代表河川レンジャーには、令和7年度の淀川管内河川レンジャー代表者会議に出席していただきます。任期は1年間です。（選任された年の4月～翌年の3月31日）

## 第7章 河川レンジャー大阪/京都ブロック運営会議

（運営会議の構成）

第60条 運営会議には、次の各号に掲げる委員を置く。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 地元見識者         | 出張所毎に1名            |
| (2) 河川レンジャー       | 2回目の再任以降の河川レンジャー全員 |
| (3) 担当出張所長        | 各1名                |
| (4) 河川レンジャーアドバイザー | 出張所毎に1名            |

（運営会議の組織）

第61条 運営会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委嘱する。

- 2 前条第1号及び第4号の委員は、事務所長が選任する。
- 3 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは第25条各項に規定する任期に、河川レンジャーアドバイザーは第33条各項に規定する任期に準じる。
- 4 事務所長は、委員から辞任の申し出があったとき又は委員がその任務を遂行することが適当でなくなつたと認めるときは、前項の任期にかかわらず、解嘱することができる。この場合、事務所長は、遅滞なく後任の委員を委嘱するものとする。
- 5 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 6 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。
- 7 各運営会議に代表者を置き、前条第1号の委員から、委員の互選によりこれを定める。
- 8 各運営会議に代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーを置き、前条第2号の委員から、委員の互選によりこれを定める。
- 9 前項に規定する運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの候補者がいない場合は、原則、前任者が運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーとなり、後任者が委嘱されるまでの期間はその職務を継続する。
- 10 代表者の任期及び再任は、第3項の規定に準じる。
- 11 運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーの任期は、選任された年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 12 代表者は、会務を総理する。
- 13 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 14 運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーに事故があるときは、運営会議代表河川レンジャー及び副代表河川レンジャーがあらかじめ指名する河川レンジャーまたは河川レンジャーアドバイザーがその職務を代理する。
- 15 運営会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第24条第1項に規定する河川レンジャーの解任を審議するときは、第60条第2号の委員は、議決権を持たないものとする。